

**高知市地域内連携協議会
「活動促進事業費補助金」
交付要綱**

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例（平成15年条例第13号）に規定するパートナーシップに基づく市民、NPO、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進するため、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高知市地域内連携協議会認定要綱（平成24年6月5日制定。以下「認定要綱」という。）第3条第1項の規定により地域内連携協議会の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 運営に係る事業
- (2) 地域情報の共有に関する事業
- (3) 地域内の各種団体の連携の促進に関する事業
- (4) 地域住民相互の親睦及び交流の促進に関する事業
- (5) 地域課題の解決に関する事業
- (6) 地域の活性化に関する事業
- (7) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりに関する事業
- (8) コミュニティ計画(住民自治を基礎とした住民の参加,相互理解及び連帯のもと策定される地域の将来像,まちづくり活動等に関する計画として市長が認めるものをいう。)の推進に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 他の補助金等の交付の対象となるもの
- (2) 補助対象者から他の団体等への単なる金銭の交付となっているもの
- (3) 特定の個人、団体等の利益のために実施するもの又は生じた利益、残余財産等を構成員等に分配するもの
- (4) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費及び補助基準額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は、別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の額又は補助基準額のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内にお

いて、市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書（様式第3号）により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助対象者が交付決定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は遅滞なく、補助金交付申請取下届出書（様式第4号）（以下「様式第4号」という。）を届け出るものとする。

2 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を様式第4号により市長に届け出るものとする。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更を除き、事業内容を変更し、中止し、又は廃止するときは、速やかに補助事業変更等承認申請書（様式第5号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付決定金額の減額

(2) 補助事業間の20パーセント以内の予算流用

(3) 補助対象経費の項目間の予算流用

(4) 天災等による補助事業の変更、中止又は廃止

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認（否認）通知書（様式第6号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日の翌日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 認定要綱第5条第1項の規定に基づき地域内連携協議会の認定を取り消されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

（財産処分制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

（調査等）

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月29日から一部施行改正する。

別表

補助対象経費	補助対象外経費	補助基準額
(1) 謝礼金等 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品の購入費 (4) 印刷製本費 (5) 燃料費 (6) 通信費 (7) 手数料 (8) 保険料 (9) 委託料 (10) 使用料賃借料 (11) 備品の購入費 (12) 所有備品の修繕費 (13) 負担金分担金 (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	(1) 見舞金、慶弔費、贈答等の交際費 (2) 商品券等の金券の購入に要する費用 (3) アルコール類の購入又は飲食を主たる目的とした会合等の飲食費 (4) 事業全体を委託する場合の委託料 (5) 土地、家屋等の不動産の取得、造成、修理、修繕、補償及び保険に要する費用 (6) 領収書等により、補助事業者が支払ったことを明確に確認することができない費用 (7) 補助事業の実施に直接関係のないものに要する費用 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認める費用	次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 第6条の申請の日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度までにコミュニティ計画を策定し、当該計画を推進する認定団体（市長がこれに準ずると認める団体を含む。） 100万円 (2) 前号に該当しない認定団体 40万円

備考

- 1 この表において消耗品とは、その単価が1万円未満のものをいう。
- 2 この表において備品とは、その単価が1万円以上20万円以下のものをいう。ただし、市長が必要と認める場合にあつては、当該単価が20万円を超えるものであつても、補助対象経費とすることができる。
- 3 補助対象経費の欄第1号から第14号までに掲げるもののうち、高知市地域内連携協議会コミュニティ計画策定補助金の交付決定を受けているものについては、補助対象経費としない。
- 4 この表において「市長がこれに準ずると認める団体」とは、コミュニティ計画の更新に着手しているが、当該更新が申請年度の前年度までに間に合わなかったものであつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - (1) 申請年度においては、申請年度の前年度まで推進していた計画を引き続き申請年度においても推進する措置であつて市長が認めるものを講じていること。
 - (2) 当該更新が申請年度中に完了する見込みであること。

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者（職・氏名）

補助金交付申請書

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金の交付を受けたいので、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象経費 金 円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金については、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (4) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様

補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金については、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり却下することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

却下の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

高知市長 様

所在地
届出者 名 称
代表者（職・氏名）

補助金交付申請取下届出書

年 月 日付けで交付申請をしました（高知市指令 第 号にて交付決定を受けました）高知市地域内
連携協議会活動促進事業費補助金について、下記の理由により取り下げたいので、高知市地域内連携協議会活動
促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 交付申請額（交付決定額） 金 円

2 交付申請取下理由

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者（職・氏名）

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

3 補助金変更等申請額 金 円

様

補助事業変更等承認（否認）通知書

年 月 日付けで申請のありました高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金の補助事業変更等について、下記のとおり承認（否認）することに決定しましたので、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 補助金交付決定金額 金 円 （当初交付決定金額 金 円）

2 変更の内容（否認理由）

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

高知市長 様

所在地
報告者 名 称
代表者（職・氏名）

実績報告書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金について、補助事業が完了したので、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 実績額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業成果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 収支一覧表
- (4) 領収書（写し）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

高知市長 様

所在地
請求者 名 称
代表者（職・氏名）

補助金交付請求書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金について、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

年 月 日

高知市長 様

所在地
請求者 名 称
代表者（職・氏名）

補助金概算払請求書

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金の概算交付を受けたいので、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定金額	金	円
既交付額	金	円
今回請求額	金	円

2 概算払を必要とする理由

様

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け高知市指令 第 号にて交付決定した高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金については、高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消します。

年 月 日

高知市長

記

- 1

補助金交付決定金額

金

円
- 取消金額

金

円
- 2

取消しを行う理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。